

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2025年10月16日

株式会社CAICA DIGITAL

株式会社ネクス

2025年10月16日

株式交換に係る事後開示事項

(株式交換完全親会社)
東京都港区南青山五丁目11番9号
株式会社CAICA DIGITAL
代表取締役 鈴木 伸

(株式交換完全子会社)
岩手県花巻市櫛ノ目第2地割32番地1
株式会社ネクス
代表取締役 大内 英史

株式会社CAICA DIGITAL（以下、「当社」といいます。）及び株式会社ネクス（以下、「ネクス」といいます。）は、2025年7月8日付で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結し、当社を株式交換完全親会社、ネクスを株式交換完全子会社、効力発生日を2025年10月16日とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2025年10月16日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過

ネクスは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2025年9月22日付で、ネクスの株主に対し、株式交換をする旨並びに当社の商号及び住所に係る通知を行いました。所定の期間内に、同条第1項に従って、ネクスに対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

（3）会社法第787条及び第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

（2）会社法第797条の規定による手続の経過

当社は、会社法第785条第4項の規定に基づき、2025年9月22日付で、当社の株主に対し、株式交換をする旨並びにネクスの商号及び住所に係る公告を行いました。所定の期間内に、同条第1項に従って、ネクスに対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により、当社に移転したネクス普通株式の数は26,000株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) 当社は、会社法第795条第1項本文の規定に基づき、2025年10月9日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

またネクスは、会社法第783条第1項の規定に基づき、2025年10月9日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換の承認を得ております。

(2) 当社は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前のネクスの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するネクスの株式1株に対して当社の普通株式571株の割合をもって、当社の普通株式を割当交付しました。結果、当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式14,846,000株を割当交付しました。

(3) 本株式交換により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| ① | 資本金 | 0円 |
| ② | 資本準備金 | 会社計算規則39条に従い当社が別途定める額 |
| ③ | 利益準備金 | 0円 |

以上